

(参考資料)

## 児童虐待ケースにおける保護者への指導・支援の状況

### I 調査の方法等

#### 1 調査の目的

本調査は、平成19年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)が改正され、平成20年4月1日に施行されることとされており、同法第11条に、都道府県知事による保護者への指導の勧告に従わない場合の規定が追加され、また、同法第13条において、児童福祉施設の入所措置を解除する際に、保護者指導の効果等を勘案すべき規定が設けられたことから、施行のための保護者援助ガイドライン等を作成するために児童虐待ケースの保護者に対する指導・支援の状況を調査したものである。

#### 2 調査の対象

調査対象は、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市が設置する全ての児童相談所を対象とし、平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日)に対応した児童虐待ケースの保護者に対する指導・支援の内容を尋ねた。

#### 3 調査の方法

この調査は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課が、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所(こども未来財団:児童関連サービス調査研究等事業 才村研究班)の協力を得て実施した。

(児童関連サービス調査研究等事業 才村研究班)

主任研究者 才村 純(日本子ども家庭総合研究所)

(研究協力者)

奥田 晃久(東京都北児相所長)、金井 剛(横浜市中心児相医師)、  
川崎 二三彦(子どもの虹情報研修センター研究部長)、笹井 康治(沼津市役所)、  
鈴木 浩之(神奈川県中央児相 虐待対策支援課)、伊達 直利(旭児童ホーム)、  
水谷 暢子(浜松乳児院院長)、村岡 薫(鎌倉児童ホーム)

(事務局)・有村 大士、根本 顕(日本子ども家庭総合研究所)

・伊藤嘉余子(埼玉大学)、佐久間てる美(神奈川県相模原児相)、  
妹尾洋之(神奈川県厚木児相)

## II 調査結果

### 1 調査票の回収結果

調査票の回収は、全国の196か所の児童相談所の内、159か所の児童相談所から回答が得られ、回収率は、81.1%であった。

### 2 調査結果の項目

- (1) 平成18年度中に全国の児童相談所において児童福祉法第27条第1項3号又は同条第2項に基づく措置（里親委託を含む。以下「児童福祉施設入所措置等」という。）をした児童虐待ケースに関して
- (2) 平成18年度中に児童相談所において児童福祉法第27条第1項3号に基づく里親委託をした児童虐待ケースに関して
- (3) 児童相談所における、保護者指導に関する特別プログラムの実施状況に関して
- (4) 平成18年12月中に児童福祉施設入所措置等を解除して家庭復帰した児童虐待ケースの概要に関して
- (5) 児童福祉法第33条の7に基づく未成年後見人の選任に関して

### 3 調査結果の内容

(1) 平成18年度中に全国の児童相談所において児童福祉法第27条第1項3号又は同条第2項に基づく措置（里親委託を含む。以下「入所措置等」という。）をした児童虐待ケースについて

- 児童虐待を主訴として平成18年度中に児童福祉施設入所措置等を行った人数に関して尋ねたところ、回答のあった159か所の児童相談所において3,992人（ケース）を措置している。
- これら入所措置等を行ったケースに関して、保護者に対する児童相談所の対応を尋ねたところ、
  - ・全てのケースに対して児童福祉法第27条第1項2号に基づく児童福祉司指導等の措置（以下「2号措置」という。）を採っている児童相談所は、2か所（1.3%）、
  - ・一部のケースに対して2号措置を採っている児童相談所は、46か所（28.9%）である。
  - ・一方、2号措置を採っていない児童相談所は、111か所（69.8%）である。

- 2号措置は、保護者の側にも指導を受ける義務を生じさせるものであることから、援助関係が成立しにくい保護者に対して関係を成立させる手だてとなるが、実際に2号措置を採ったケースは3,992ケースの内172ケース(4.3%)である。
- 2号措置を採る場合の基準について尋ねた結果は、(表1)のとおりである。この結果を見ると、明確な基準はなく、ソーシャルワークの必要性からその都度、個別に判断しているとの回答が39か所と最も多く、次いで児童福祉法第28条により入所措置等をしたケースに対して2号措置を採るとした児童相談所が10か所ある。

(表1) 2号措置を採る場合の基準の類型 (児童相談所数：複数回答)

内 容	か所数
(ア) 児童福祉施設入所措置等を行った全てのケースに適用している	2か所
(イ) 保護者が2号措置に同意し、指導・支援を受ける意欲のあるケースに適用している	5か所
(ウ) 親権者の同意により児童福祉施設入所措置等を行ったが、援助を拒否しているケースに適用している	7か所
(エ) 児童福祉法第28条により児童福祉施設入所措置等を行ったケースに適用している	10か所
(オ) 明確な基準はなく、ソーシャルワーク上の必要性からその都度個別に判断している	39か所
(カ) その他	2か所

- 2号措置を採らない場合の対応について尋ねた結果は、(表2)のとおりである。この結果を見ると、2号措置ではないが、児童福祉司等による援助を行うと回答した児童相談所が100か所、さらに、全てのケースに援助を行うと回答したものが54か所となっている。その一方で、特別な係わりを行わないと回答した児童相談所が5か所ある。

(表2) 2号措置を採らない場合の手続きと児童相談所数 (複数回答)

内 容	か所数
(ア) 2号措置ではないが、児童福祉施設入所措置等を行った全てのケースに児童福祉司等による援助を行う。	54か所
(イ) 2号措置ではないが、児童福祉司等による援助を行う	100か所
(ウ) 児童福祉施設入所措置等の決定通知に、保護者指導を行うことを条件として明示することで児童福祉司指導と同等の効力を持たせる	5か所
(エ) 特別な係わりは行っていない	5か所
(オ) その他	3か所

- 児童福祉施設入所措置等を行ったケースの保護者への援助の状況に関して尋ねた結果は、(表3)のとおりである。

この結果を見ると、保護者への助言・指導は、児童福祉司等と児童福祉施設等が協力して行っていると回答したケースは、1,331ケース(37.7%)、定期的及び不定期に児童福祉司等(児童心理司等の他の職種を含む。以下、同じ)による助言・指導を主に行っていると回答したケースは、1,198ケース(34.0%)となっており、なお一層、児童福祉司と児童福祉施設等が協力して、相互に役割分担をして助言・指導を行うことが期待される。

(表3) 児童福祉施設入所措置等を行ったケースの保護者への援助の状況

項目	件数	割合
1. 定期的に児童福祉司等による助言・指導を主に行っている。	454	12.9%
2. 不定期に児童福祉司等による助言・指導を主に行っている。	744	21.1%
3. 保護者への助言・指導は、児童福祉施設等に任せ、必要に応じて児童福祉司等による助言・指導を行っている。	561	15.9%
4. 保護者への助言・指導は、児童福祉施設等に任せている。	141	4%
5. 保護者への助言・指導は、児童福祉司等と児童福祉施設等が協力して行っている。	1,331	37.7%
6. その他	298	8.4%

- 平成18年度中に施設入所措置等を行ったケースで、保護者と児童福祉司等が面接・面談する頻度を尋ねた結果は、(表4)のとおりである。

この結果を見ると、調査対象としたケースの全てが入所1年未満であるにも関わらず「会っていない」「1年に1回程度」と回答したケースが592ケース(19.7%)あり、6か月に1回程度(399ケース(13.3%))を含めると18年度入所ケースの33%になる。

その一方で、1か月に1回から2回の面接・面談を実施しているケースが795ケース(26.4%)あることは、入所時点又は入所して間もなくから指導に応じるケースと指導を拒むケースに二分されていることが分かる。

(表4) 施設入所措置等ケースに関する保護者と児童福祉司等の面接・面談頻度

	件数	割合
1. 1か月に2回程度	202	6.7%
2. 1か月に1回程度	593	19.7%
3. 2か月に1回程度	438	14.6%
4. 3か月に1回程度	525	17.4%
5. 4か月に1回程度	195	6.5%
6. 5か月に1回程度	66	2.2%
7. 6か月に1回程度	399	13.3%
8. 1年に1回程度	288	9.6%
9. 会っていない	304	10.1%
計	3,010	

(2) 平成18年度中に児童相談所において児童福祉法第27条第1項3号に基づく里親委託をした児童虐待ケース

○ 平成18年度中に児童福祉施設入所措置から里親委託に変更したケースに関して尋ねた結果は、(表5の1)及び(表5の2)のとおりである。

この結果を見ると、実際に措置をしたケースがあると回答した児童相談所は、39か所で、56ケースが報告された。

これらのケースは、(表5の1)にあるように、入所措置年齢0歳が25ケース(44.6%)、措置変更年齢は3歳未満が25ケース、入所期間では2年未満が30ケース(53.6%)となっている。

(表5の1) 里親に措置変更したケースの年齢別・入所措置件数・措置変更件数

年齢	入所措置件数	措置変更件数
0	25	9
1	7	3
2	5	13
3	4	5
4	0	5
5	3	1
6	0	4
7	0	2
8	0	1
9	1	2
10	0	0
11	0	1
12	1	0
13	3	0
14	4	2
15	3	5
16	0	1
17	0	2

(表5の2) 里親に措置変更したケースの入所期間別件数

入所期間	入所期間件数
0	14
1	16
2	12
3	6
4	2
5	2
6	1
7	1
8	0
9	0
10	0
11	1
12	0
13	0
14	0
15	0
16	1
17	0

- 措置変更をした理由について尋ねた結果は、(表6) のとおりである。

この結果を見ると、里親委託による愛着形成が必要となったためとするものが、25ケースと最も多く、次いで保護者の希望によるものが19ケースとなっている。

(表6) 里親に措置変更した理由 (複数回答あり)

理 由	ケース数
1. 子どもの希望	2
2. 保護者の希望	19
3. 里親委託による愛着形成が必要となったため	25
4. 児童福祉施設での生活に不応状態になったため	3
5. その他	10

- 措置変更をした時点での保護者と児童相談所の関係について尋ねた結果は、(表7) のとおりである。

この結果を見ると、児童相談所の援助を受け、面会等を行い良好な関係にあると回答したケースは12ケースあり、良好な関係にあっても家庭復帰とは別の措置を採らざる得ないケースが有ることを表している。

また、児童相談所の援助を受けているが、面会等の行動化に至っていないとするケースが21ケース、この他に様々なトラブルが生じているケースが10ケースあるなど、子どもの最善の利益を優先したパーマネンシーを実現する取組が行われている。

(表7) 保護者と児童相談所の関係

	ケース数
1. 児童相談所の援助を受け、面会等を行い良好な関係	12
2. 児童相談所の援助を受けているが、面会等の行動化に至っていない。	21
3. 児童相談所の援助を受けているが、児童相談所とトラブルがある。	3
4. 児童相談所の援助を拒否しているが、目立ったトラブルはない。	6
5. 児童相談所の援助を拒否し、トラブルがある。	1
6. その他	12

(3) 児童相談所における、保護者指導に関する特別プログラムの実施状況

- 児童相談所が保護者指導に関する特別プログラムを設けて援助を行っているかどうかについて尋ねた結果は、回答のあった159か所の児童相談所の内53か所(33%)が、特別なプログラムを持って援助をしていることが分かった。

なお、その特別なプログラムは(表8)に示すとおりである。

(表8) 児童相談所が実施する特別な援助プログラム(複数回答有り)

	か所
1. MCG	5
2. CSP (コモンセンス・アレンティング)	17
3. My Tree	1
4.ペアレントトレーニング(精研方式)	14
5. その他	34

- 特別プログラムを実施する場合は、保護者と児童相談所の間で援助関係が成立していることが必要であるとされているが、(表9)に示した特別プログラムの受講対象者を見るとその結果が明らかである。

(表9) 特別プログラムの受講対象者

	ケース数
1. 児童福祉施設入所措置等中の児童の保護者で、指導を受ける意志がある者	45
2. 在宅指導中の保護者で、指導を受ける意志がある者	47
3. 児童福祉法第28条により児童福祉施設入所措置等を行ったケースで、指導を受ける意志がある者	24
4. その他	14

- 特別プログラムの開催頻度は、(表10)のとおり、2週間に1回の開催が最も多く、次いで1月に1回の開催となっている。

(表10) 特別プログラムの開催頻度

	ケース数
1週間に1回	7
2週間に1回	30
3週間に1回	6
1月に1回	25
その他	11

- 特別プログラムによる保護者指導を外部の専門機関に委託している児童相談所は、4か所、委託先の専門機関は児童福祉施設が3か所、虐待防止機関1か所、その他が3か所となっている。

具体的な実施プログラムは（表11）のとおりである。

（表11）特別プログラムの名称と実施か所

	か所
1. MCG	1
2. CSP（コンセンサス・アライニング）	1
3. My Tree	1
4.ペアレントトレーニング（精研方式）	1
5. その他	1

（4）平成18年12月中に児童福祉施設入所措置等を解除して家庭復帰した児童虐待ケースの状況

- 全国の児童相談所が措置した虐待ケースであって、平成18年12月中に児童福祉施設入所措置等を解除したケースについて尋ねた結果は、（表12）にあるように、家庭復帰したケースが107ケースあり、入所措置解除時の年齢は0歳から18歳の全ての年齢で行われている。

（表12）入所措置等解除時の年齢と人数

年齢	入所措置等 解除人数
0	3
1	11
2	8
3	4
4	2
5	8
6	8
7	5
8	2
9	7
10	4

年齢	入所措置等 解除人数
11	6
12	7
13	5
14	5
15	11
16	5
17	4
18	2
計	107



- 措置解除したケースの入所期間について尋ねた結果は、(表13の1)、(表13の2)及び(表13の3)である。

この結果を見ると入所期間6か月未満で解除したのが39ケース(36.5%)、6か月以上12か月未満で解除したのが17ケース(15.9%)、さらに、12か月以上18か月未満が13ケース(12.2%)、18か月以上24か月未満が9ケース(8.4%)となっており、入所後24か月未満で解除したケースは78ケース(72.9%)となる。

(表13の1) 入所措置等解除までの施設等の入所期間

入所期間 (月)	人 数
0か月以上～12か月未満	56
12か月以上～24か月未満	22
24か月以上～36か月未満	6
36か月以上～48か月未満	6
48か月以上～60か月未満	3
60か月以上～72か月未満	5
72か月以上～84か月未満	6
84か月以上～96か月未満	0
96か月以上～108か月未満	1
108か月以上～120か月未満	2
計	107

(表13の2) 入所措置等解除までの施設等の在所期間0月以上～12月未満の内訳

入所期間 (月)	人 数
0	1
1	13
2	4
3	10
4	7
5	4
6	2
7	5
8	0
9	1
10	3
11	6
計	56

(表13の3) 入所措置等解除までの施設等の在所期間12月以上～24月未満の内訳

入所期間 (月)	人 数
12か月	3
13か月	3
14か月	1
15か月	0
16か月	2
17か月	4
18か月	2
19か月	1
20か月	1
21か月	2
22か月	0
23か月	3
計	22

- さらに、措置解除の理由について尋ねた結果は、(表14)に示すとおりである。  
この結果を見ると、「親が強く引き取りを要求したため」と「子どもが強く家庭復帰を要望したため」が各々39ケース、「親子関係が改善したため」が33ケース、「地域での適切なサービス体制が整ったため」が24ケースとなっており、児童相談所のソーシャルワークによってもたらされた援助結果につながる項目への回答が少なかった。

(表14) 施設入所措置の解除理由 (複数回答あり)

	件数
1. 親子関係が改善したため	33
2. 復帰する家庭に虐待者が不在となったため	24
3. 地域での適切なサービス体制が整ったため	24
4. 子どもが強く家庭復帰を要望したため	39
5. 子どもが施設等に不適應のため	19
6. 親が強く引取りを要求したため	39
7. 引き取り先が入所時点とは別の保護者であるため	10
8. 子どもが成長して、虐待のリスクが低減したため	17
9. その他	21

- 措置解除をしたケースに対する保護者への援助について尋ねた結果は、(表15)のとおりである。

この結果を見ると、107ケースの内83ケースに対して保護者への援助が行われ、その内容は、児童福祉司等による面接指導・カウンセリングが中心に、親子再統合の取組が併行して行われている。

その一方で、22ケースに関しては、保護者に対する援助は実施されておらず、その理由に、「保護者が拒否をした」4ケース、「人員不足等により保護者援助まで手が回らないため」4ケース、「具体的な援助技法が未整備のため」1ケースとなっている。

(表15) 施設入所措置を解除したケースの保護者援助 (複数回答有り)

	か所数
ペアレントトレーニング (精研方式)	2
家族再接触プログラム	12
親子宿泊体験	3
生活問題解決のためのソーシャルワーク	36
児童福祉司等による定期的な面接指導・カウンセリング	13
児童福祉司等による不定期な面接指導・カウンセリング	63

(5) 児童福祉法第33条の7に基づく未成年後見人の選任について。

- 児童虐待防止法が制定された平成12年11月から平成19年8月までに、児童福祉法第33条の7に基づく未成年後見人の選任について尋ねた結果、未成年後見人の請求は、15件あり、係属中の1件を除いて14件が承認された。

承認された14件のうちの後見人は、弁護士が7件、児童相談所長が2件、その他が5件となっている。

(案)

雇児総発第 号  
平成20年〇月〇〇日各  
都道府県  
指定都市 児童福祉主管部(局)長 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

## 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成19年法律第73号。以下「改正法」という。)については、本年4月1日から施行されること、その内容については、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について(平成20年〇月〇日雇児発第〇〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)でお示ししたとおりであるが、改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第4条において、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方についての分析の責務が規定されることとなったところである。

今後、国及び地方公共団体それぞれにおいては、当該責務を踏まえ、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の検証作業を行うことにより、児童虐待防止対策が進展することが期待されるが、地方公共団体における事例の検証作業の参考となるよう、今般、その基本的な考え方、検証の進め方等について通知するものである。

については、別紙の内容を御了知の上、管内の市町村並びに関係機関等に周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

第1 基本的な考え方

1 目的

検証は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

2 実施主体

都道府県（指定都市・児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が実施することとし、検証の対象となった事例に関係する市町村は当該検証作業に参加・協力するものとする。

なお、児童相談所、市町村（要保護児童対策地域協議会）その他の機関が独自に検証を行うことも望ましい。

3 検証組織

検証組織は、その客観性を担保するため、都道府県児童福祉審議会（児童福祉法第8条第1項に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会。以下同じ。）の下に部会等を設置する。なお、検証組織は、地域の実情に応じて事例ごとに随時設置することも考えられるが、常設することがより望ましい。事務局は、当該事例に直接に関与した、ないし直接関与すべきであった組織以外の部局に置くものとする。

4 検証委員の構成

検証委員は外部の者（当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者）で構成することとする。また、会議の開催に当たっては、必要に応じて、教育委員会や警察の関係者の参加を求めるものとする。

5 検証対象の範囲

検証の対象は、都道府県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）全てを検証の対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例（車中放置、新生児遺棄致死等）であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。

なお、都道府県は、児童相談所、福祉事務所又は市町村が関与していない事例を含め、広く虐待による死亡事例等の情報収集に努めるものとする。

6 会議の開催

死亡事例等が発生した場合、準備が整い次第速やかに開催することが望ましいが、年間に複数例発生している地域等、随時開催することが困難な場合には、複数例を合わせて検証する方法も考えられる。

## 7 検証方法

- (1) 事例ごとに行う。なお、検証に当たっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。
- (2) 都道府県は、市町村、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、必要に応じ関係者からヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。その情報を基に、検証組織は関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。
- (3) 検証組織は、調査結果に基づき、スタッフ、組織などの体制面の課題、対応・支援のあり方など運営面の課題等を明らかにし、再発防止のために必要な施策の見直しを検討する。
- (4) プライバシー保護の観点から、会議は非公開とすることができるが、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。
- (5) 関係行政機関からの情報提供については、児童福祉法第8条第5項において、「都道府県児童福祉審議会（略）は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる」とされている。

また、民間の関係機関からの情報提供については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条に定める第三者提供の制限の適用除外に該当する。これは、同適用除外の場合として、同条第1項第3号において「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」が規定されているが、「児童の健全な育成の推進」には児童虐待の防止等も含まれるため、検証作業のために民間機関が個人情報を提供することは同号に該当することによる。

## 8 報告等

- (1) 検証組織は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、都道府県に報告するものとする。
- (2) 都道府県は、検証組織の報告を公表するとともに、報告を踏まえた措置の内容及び当該措置の実施状況について、検証組織（都道府県児童福祉審議会）に報告するものとする。
- (3) 都道府県は、検証組織の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関に対し指導を行うとともに、市町村に対して技術的助言を行う。
- (4) 都道府県においては、検証結果について、国に報告するものとする。

なお、国においては、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において検証作業を行っているが、児童福祉法第8条第6項においては、「社会保障審議会及び児童福祉審議会（都道府県児童審議会及び市町村児童福祉審議会）は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない」とされている。

## 9 児童相談所又は市町村等による検証

- (1) 検証の対象となった事例に直接関係する児童相談所や市町村等は、当該検証作業に参加、協力するものとするが、児童相談所、市町村（要保護児童対策地域協議会）その他の関係機関がそれぞれの再発防止策を検討する観点から独自に検証を実施することも重要である。
- (2) 児童相談所や市町村等が実施する検証は、事例に直接関係していた当事者間による内部検証であり、事例を通じて自己点検を行い、機関内における再発防止策を検討したり、都道府県の検証結果を受けて具体的に実施すべき改善策を検討したりするものであることから、第三者による外部検証を念頭に置いた検証とは性質を異にするものであるが、7の検証方法等については、その趣旨に沿って、検証が実施されるのが望ましい。

## 第2 検証の進め方

### 1 事前準備

#### (1) 情報収集

検証の対象事例について、事務局は、下記の事項に関する情報収集を行う。この場合、事務局は、必要に応じて関係機関等からヒアリングを行う。

- ・ 死亡した児童及び家族の状況、特性等
- ・ 死亡に至った経緯
- ・ 児童相談所の関与状況等（児童記録票の写し等）
- ・ 市町村の関与状況等
- ・ その他の関係機関の関与状況等

#### (2) 資料準備

ア (1) で収集した情報に基づき、事実関係を時系列及び関係機関別にまとめ、上記の内容を含む「事例の概要」を作成する。

「事例の概要」には、この後、検証委員からの関係機関ごとのヒアリング等により明らかになった事実を随時追記していき、問題点・課題を抽出するための基礎資料とする。

イ 現行の児童相談体制に関する以下の内容を含む資料を作成する。

- ・ 各児童相談所の組織図
- ・ 職種別スタッフ数
- ・ 相談件数
- ・ 相談対応等の概要
- ・ その他必要な資料

ウ 検証の方法、スケジュールについて計画を立て資料を作成する。

エ その他（検証組織の設置要綱、委員名簿、報道記事等）の資料を準備する。

### 2 事例の概要把握

会議初回には、検証に当たり、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを検証委員全員で確認した上で、検証の対象となる事例の概要を把握する。